

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例及び岐阜県職員
の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例及び岐阜県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和七年二月二十一日提出

岐阜県知事 江崎 禎 英

岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例及び岐阜県職員
の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

(岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第一条 岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和三十二年岐阜県条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

第三十七条の二第一項中「掲げる」の下に「子(育児休業法第二条第一項に規定する子をいう。以下この項及び次条において同じ。)」のある」を加え、「その子(育児休業法第二条第一項に規定する子をいう。以下この項及び次条において同じ。)」を「当該子」に改め、同項第一号中「のある職員」を削り、同項第二号中「のある職員であつて、人事委員会規則で定めるもの」を削り、同条第二項中「定める者」の下に「(第四十八条の二第二項において「配偶者等」という。)」を、「掲げる」の下に「子(育児休業法第二条第一項に規定する子をいう。以下この項及び次条において同じ。)」のある」を加え、「その子(育児休業法第二条第一項に規定する子をいう。以下この項及び次条において同じ。)」を「当該子」に改める。

第三十七条の三第二項中「第三項」を「次項」に改め、同条第三項中「三歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改め、同条第四項中「あるのは「要介護者のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該要介護者を介護する」と、第二項」を「あり、及び前二項」に、「要介護者のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該要介護者を介護する」と、前項中「三歳に満たない子のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあるのは「を」「」に改める。

第四十八条の次に次の二条を加える。

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第四十八条の二 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「申告等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が四十歳に達した日の属する年度において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第四十八条の三 任命権者は、介護両立支援制度等の申告等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施

二 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備

三 その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

（岐阜県職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第二条 岐阜県職員の育児休業等に関する条例（平成四年岐阜県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第三項中「第六十一条第三十二項において読み替えて準用する同条第二十九項」を「第六十一条の二十項」に改める。

附 則

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を時間外勤務の制限の開始日とする第一条の規定による改正後の岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例第三十七条の三第三項の規定による請求（三歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）を行おうとする職員は、施行日前においても、同項の規定の例により、当該請求を行うことができる。

提 案 説 明

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、育児のための時間外勤務の制限の対象となる職員の範囲を小学校就学の始期に達するまでの子のある職員に拡大する等のため、この条例を定めようとする。